

## 本校の交流及び交流学習相手校

幼稚部	宝木保育園 宇都宮大学教育学部附属幼稚園
小学部	宇都宮市立細谷小学校 宇都宮市立戸祭小学校 (希望により居住地校交流)
中学部	宇都宮市立宝木中学校 宇都宮市立星が丘中学校 作新学院中等部 (希望により居住地校交流)
高等部	栃木県立宇都宮中央女子高等学校 栃木県立宇都宮高等学校 栃木県立鹿沼南高等学校 作新学院高等学校
寄宿舍	栃木県警察学校

## 同時法と福祉教育①

「聴覚障害者として生きていくために」

- ➡ 自分の障害や制約をどう捉え、どう生かしていくかを考えられるようにする。
- ➡ 自分たちの福祉需要を適切に把握し、表現、要求する態度を形成する。

(交流学習)  
自分たちのことを良く理解してもらうために  
積極的に働きかける方法を具体的に学習し実践する場

系統的・発展的な福祉教育

自立活動だけではなく、学習全般を通して  
児童生徒の心の奥深く入り込んだ指導が必要

## 同時法と福祉教育②

「自分自身について理解するために」

- ➔ 他の人々のことをよく理解する。  
思いやりの気持ちをもつ。

系統的・発展的な福祉教育



自分の障害を受け止める

指文字や手話を使うことは聴覚障害者として生きることの証

「日本語にも手話にも自信を持ってコミュニケーションできる人になってほしい」

## (参考) 昭和40年代の交流学习

細谷小学校の秋季合同遠足要項(4年)

1 目的  
 (1) 長い距離を歩くことにより、筋力、耐久力を養う。  
 (2) 遠足を通じて健康、安全、集団行動のよい望ましい体験を得させる。  
 (3) 鞍掛山周辺の自然の中で、聴覚のコミュニケーションを通じて楽しい一日を送らせる。

2 期日  
 10月27日(火)

3 遠足地  
 鞍掛山

4 日程

場 所	時 刻	備 考
聾学校集合	午前7時40分	
聾学校 発	7時45分	
細谷小学校着	8時40分	
細谷小学校発	8時45分	
鞍掛山 着	11時30分	
鞍掛山 発	12時30分	
細谷小学校着	4時00分	
聾学校着	4時30分	
解散		

5 参加人数  
 { 細谷小学校 6年全員 225名  
 交流学校 6年 栄井学校  
 聾学校 6年全員 15名 柏原 音韻学校  
 引率者 柏原恒代、比田博隆、高野文子  
 6 班編成

班	聾学校	班	聾学校
1班	高野文子 柏原恒代	4班	石川節子 尾田ハナ子
2班	遠藤一夫 岩崎和一	5班	小倉富子 小倉ハナ子
3班	稲佐喜美 小坂浩一	6班	上田陽子 斎藤也知子

7 服装 紺の上下 運動靴 スワフ コーデガン  
 8 昼食 弁当  
 9 おやつ Eへのれ心程度  
 10 持ち物 スワフケース又はカブナフ、水筒、折り紙、はんこ、おしぼり、くす入れ(袋)、新聞紙、ビール風船数、メモ帳、鉛筆  
 11 事前事後指導  
 (1) 細谷小学校には指文字表を配布し、聴覚を理解していただく。聾学校側は細谷小の友達と楽しい遠足ができるよう指導しておく。  
 (2) 遠足の作文と交換する。  
 (3) 諸注意  
 ・一人で勝手に行動しない。  
 ・いじめやいざこざをしない。

## 5 コミュニケーション手段としての同時法 (狭義の同時法)

### (S43以前) 口話法での行き詰まり

➡ 手話の導入を検討

× 日本手話（伝統的手話）は日本語の構造に  
合わないため頓挫

➡ アメリカ ギャローデッド大学の「同時法」  
手話の日本語対応の示唆

昭和43年 コミュニケーション手段としての  
(狭義の) 同時法を確立

(狭義の) コミュニケーション手段としての  
「同時法」とは①

- ➡ 「読話・発語・聴能・手指法・文字利用、  
それぞれの特徴をじゅうぶん発揮させな  
がら、それぞれがもたらす情報を日本語  
として統合集積させ、その効果を相補わ  
せる方法」
- ➡ 情報の構造化を助け、情報量（通信容  
量）を大きくする。

(狭義の) コミュニケーション手段としての  
「同時法」とは②

- ▶ 聴児の聴覚によるフィードバック機能を、手指法によって補う。
- ▶ 声の大きさやイントネーションなどの語調的情報を、動作の遅速・大小で表現する。
- ▶ 「大学」を「だいがく」と読むか「たいがく」と読むか。音韻構造を指文字でたしかにする。

## 6 同時法的手話（手指法）の特徴①

- ①必ず口話と併用する。  
助詞・助動詞・接続詞・敬語・代名詞  
の手話を作成
- ②日本語と同じ語順で手指法をする。  
付属語も省略しない。

食べられるね？

▶ 手話を初めて習う人にも覚えやすい。  
本校で50年継続できた一因

## 同時法的手話（手指法）の特徴②

- ③一つの手話に相当する日本語が決められている。  
ただし、日本語の数はたくさんあるので、**意味の似ている言葉は同じ手話に含め、口形で区別する。**

うれしい  
たのしい  
よろこぶ

はる  
あたたかい

口形を  
はっきり

手で口元を  
隠さないように

手が  
口元から離れず  
ぎないように

## 同時法的手話（手指法）の特徴③

- ④手話の意味内容と音声語の意味内容が同じ  
になっている。

**一つの日本語の単語は一つの手話で  
（あえて抽象的な手話を作成）**

造語

かぶる  
ふとんをかぶる  
水をかぶる  
ぼうしをかぶる

きる  
紙をきる  
水をきる  
大根をきる

## 同時法的手話（手指法）の特徴③

「一つの日本語の単語は一つの手話で」 → **造語**

(理由1) 手話が膨大な数になることを防ぐ。

(理由2) 手話の具体性が高すぎると、意味内容が理解しやすくなり、聴能・読話の必要性を感じない。

→言葉の学習という点でマイナス

※現在は見直しにより変化

## 造語 の例

(いろいろな果物)  
いちご なし  
メロン ……

口形をはっきり  
声を出して

(左手) (右手)  
「果物」の手話 果物の頭文字

(いろいろな魚)  
さんま いわし  
ぶり ……

(左手) (右手)  
「魚」の手話 魚の頭文字

※ 現在は使用していない

## 同時法的手話（手指法）の特徴④

④動詞の活用については、相手の状況や使用場面の必要によって、指文字で示したり省略したりする。

(例) 「見てください」「集めてください」

「見る(手)」 + 「て(指)」 + 「ください(手)」

「集める(手)」 + 「めて(指)」 + 「ください(手)」

(言語習得が不十分な子どもに)

「見る(手)」 + 「ください(手)」

「集める(手)」 + 「ください(手)」

(言語習得が十分な子どもに)

朝の職員研修では、あえて基本的に省略しない形で研修している。

## 手指法での表し方

■手話 ■指文字

「姉は 友人と 一緒に 東武百貨店に  
行き ます。」

★読話・聴能を意識し、口形をはっきり、  
声を出して表す。

○「ゆうじん」「ひやっかてん」

← ×「ともだち」「デパート」



## 手指法での表し方

★言語発達の状況により、表現を工夫する。

- ・難しいと思われる言葉は**指文字**におきかえる、また**指文字**で示してから手話を示す。

指文字 ↔ 手話

- ・助詞や活用部分を省略する。

## 栃木式指文字

### 大曽根式指文字

文字対応の指文字

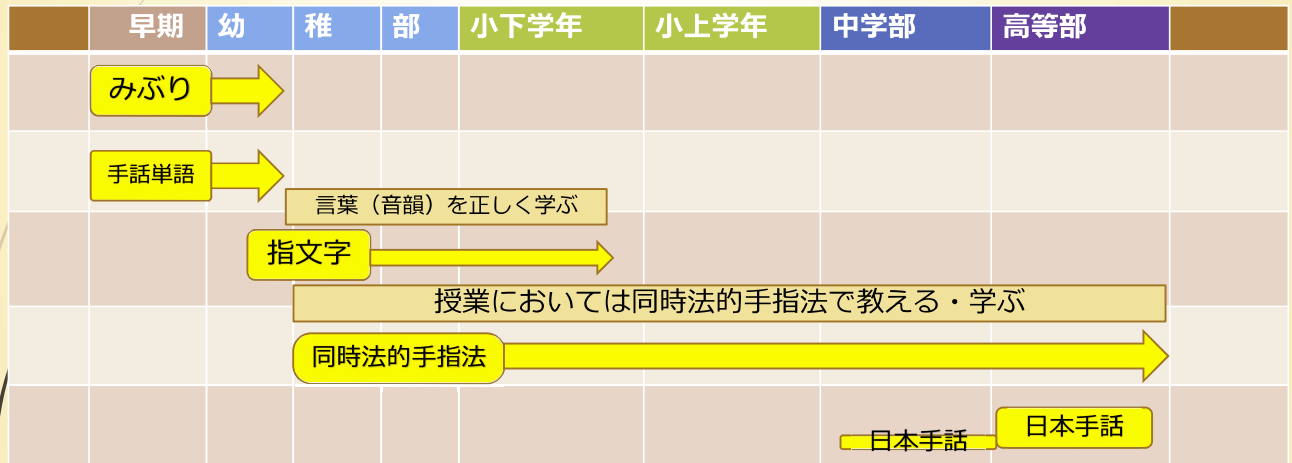
### 栃木式指文字

大曽根式を一部改良  
音に対応する指文字

発語の速さに合わせて  
使える指文字  
音と動きが一致する  
指文字

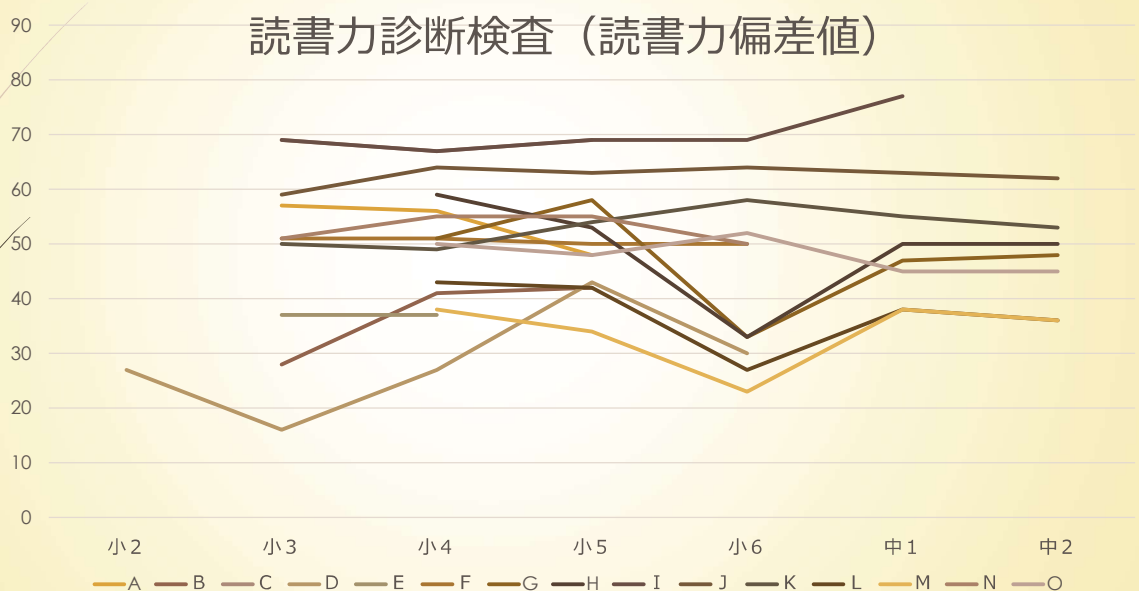


## 本校のコミュニケーション指導の流れ (現在)



※平成22年まで、幼稚園から小3まで指文字によるコミュニケーションを行っていた。

## 本校生徒の国語力の状況 (参考)



## 7 同時法の変容①

### ▶ 手話の見直し

#### 理由

- ① 赤辞典（手指法辞典）の手話には、同時法に合わせて作られた手話（造語）が多い。  
→ 一般に受け入れられなかった。
- ② 使われなくなっている古い手話も多い。



「校外の聾者には分かりにくい手話ばかり」  
という批判・反省

## 同時法の変容②

### ▶ 手話の見直し

#### 改善

- ① 手話単語については栃木県内の聾者と通じ合える手話の形に変えよう
- ② その他の使い方については、今までどおりの原則を守って  
いこう。



なんでもあり× 学校としてできるだけ**手話の統一**を

「**新手話辞典の作成をめざそう**」

## 新しい手話辞典（とちぎ手話辞典）の完成 （青辞典） （平成29年6月）

- 構想から10年近くかかって完成
- 赤辞典は、学校側が主体となって作成したが、青辞典は、県聴覚障害者協会が主体となり学校が協力して作成。県内での手話講座などに幅広く使えるように配慮。
- 栃木式指文字、手話に関するコラム、「栃木のろう者史」、栃木特有の手話なども、印付きで掲載 栃
- 税込み 2,700円

## 「とちぎ手話辞典 発刊にあたって」 （一社）栃木県聴覚障害者協会 理事長 稲川 和彦

（一部抜粋）

「てわすら」という言葉があります。栃木、茨城の方言で「手遊び、いたずら」の意味です。昔、聾学校では手話を使うと先生に「てわすらはやめなさい」としかられました。しかし、手話を使わないと同級生と話ができませんでした。禁止しても手話はなくならなかったのです。

そこで、栃木県立聾学校では「『口話法』に手話も入れましょう。」「助詞を指文字で表しましょう。」「日本語に対応する手話が無いのなら、新しく作りましょう。」と研究を重ね、昭和43年に「同時法」という考えのもと手話を聾教育に導入しました。

(続き)

当時の栃木県ろうあ協会も賛同し、聾学校と共同で手話辞典を作り、成人ろう者にも新しい手話を教えました。そのときの手話辞典が「手指法辞典」(通称赤本)です。

本会では長らくこの手指法辞典を使って手話講習会を行ってきました。依頼50年近く経ち、私たちを取り巻く環境は大きく変わりました。新しい手話も増え、全国的に使用されている手話も栃木県内で広く普及し、「同時法」の表現に近い手話も全国に広まりました。

この「とちぎ手話辞典」は約2,200のイラストから成る5,500語の手話表現を掲載しました。全国的に使用されている手話や栃木県で古くから使用されている手話、聾学校でも使用できるように学校教育に必要な手話も掲載しています。……………

……………

## 同時法の変容③

### ➡ 日本手話の指導

#### 卒業生の状況

- ➡ ① 本校名物と言われる「高速指文字」による会話
  - ・ 指文字は省エネルギー
  - ・ 日本語が身につけている生徒ほど指文字が多い傾向
- ② 同時法的手指法による会話
  - ➡ 他の聾者と会話が通じにくい

在学中に日本手話を身に付けさせたい